

令和8年度「越境 EC 参入支援事業」に関する質問及び回答（R8.4.29 受付分）

番号	質問概要	回答
1	仕様書上、越境ECセミナーの開催および参加企業募集が業務に含まれていますが、参加企業の募集にあたり、群馬県、県内商工会議所、商工会、金融機関、産業支援機関等からの周知協力は予定されていまずでしょうか？	基本的に受託者にて参加企業の募集をしていただきますが、県内企業への周知、関係機関への周知依頼等は群馬県からも実施させていただく予定です。
2	参加企業数が10社に満たない場合、不足企業数に応じて委託費が減額されるとの記載がありますが、県および関係支援機関による募集協力を行った上でも応募企業が10社に満たなかった場合の取扱いについて、どのように整理されてますでしょうか。	支援企業数が 10 社に満たない場合には、その不足企業分 1 社につき 288,000 円（税込）を減額いたします。
3	セミナー開催、募集広報、チラシ作成等の共通業務に要した経費については、最終的な参加企業数にかかわらず委託費の対象として認められる理解でよろしいでしょうか。	共通業務の経費の金額に関わらず、支援企業数が 10 社に満たない場合には、その不足企業分 1 社につき 288,000 円（税込）を減額いたします。
4	本事業における説明会・個別相談等に参加した企業のうち、本事業の支援対象とならなかった企業、または本事業の対象範囲外となる本格的なEC構築、海外クラウドファンディング実行、広告運用、物流実務等を希望する企業が、受託者を含む民間事業者と本事業外で個別に契約することは可能でしょうか。その場合、本事業と本事業外の民間契約については、費用負担、契約主体、成果物、情報管理を明確に区分し、参加企業に対しても県事業とは別契約である旨を説明する理解でよろしいでしょうか。	仕様書 10（2）に秘密の保持について規定していません。規定に抵触するかどうかの具体的判断については、契約内容や業務との関係性等を踏まえた個別判断となるため、実際に事案が生じた際には別途ご相談ください。 【仕様書】 10（2） 秘密の保持 ア 本業務に関し、受託事業者から県に提出された書類等は、本業務以外の目的で使用しない。 イ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 ウ 受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。